



# 経理の窓 9月号

平成28年9月1日号

8月の下旬から連続して、台風が発生しています。厳しい暑さも続いています。大気の状態が不安定なときスマホの天気情報の警報や注意報・雨雲接近の通知は、行動の参考になります。

## 今月の税務

## 法人税：7月決算法人の確定申告と納付

### 税務調査関連の改正について

◆**税務調査の手続き**は、国税通則法の「第7章国税の調査」に明文化されて、平成25年1月1日以後に開始する調査から適用されています。

#### 1. 税務調査前（事前通知）

納税者と税務代理人（税理士）に対して「日時、場所、調査対象税目、対象期間、調査官の氏名等」を事前通知をすることになりました。

税務代理権限証書に納税義務者の同意の記載があるときは、税務代理人に対してのみ通知が行われます。

#### 2. 実地調査時（帳簿書類等の提示又は提出）

納税義務者に質問し、帳簿書類等を検査し、提示又は提出を求めることができるとされています。提出物件を留め置く（預かる）ことができます。

#### 3. 調査終了時の手続

調査の結果、修正すべき事項がない場合、その旨が書面により通知されます。

更正決定等をすべきと認められる場合は、納税義務者に対して調査の内容を説明し、修正申告等を勧奨することができることが明文化されています。勧奨に応じて納税申告書を提出した場合には、不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることはできる旨の説明がされ、その旨を記載した書面の交付が義務化されています。

◆**国税不服申立制度が改正**されました。平成28年4月1日以後に行われる処分に係る不服申立てから適用されます。

#### (1) 再調査の請求・審査請求

税務署長が行った処分に不服があるときには、処分の通知を受けた日の翌日から3ヶ月以内に

①税務署長等に対する再調査の請求      ②国税不服審判所長に対する審査請求

のいずれかを選択してすることができます。

①の再調査の請求を行った場合でも、税務署長等の再調査の請求に係る決定後の処分に不服があるときには、通知を受けた日の翌日から1ヶ月以内に、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

\* 再調査の請求から3ヶ月を経過しても決定がない場合には、国税不服審判所長に対して、審査請求をすることができます。

\* 審査請求から3ヶ月を経過しても裁決がない場合には、裁判所に訴訟を提起することができます。

(2) 訴訟 国税不服審判所長の裁決があった処分に不服があるときは、その裁決があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内に、裁判所に訴訟を提起することができます。

## ◆加算税制度の見直し

平成28年度の税制改正で、加算税制度の見直しが行われ、平成29年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

○税務調査の事前通知を受けて修正申告等を行う場合の加算税

過少申告加算税	改正前 0%
	改正後 5% (期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超える部分は10%)
無申告加算税	改正前 5%
	改正後10%、納付すべき税額が50万円を超える部分は15%

○5年以内に繰り返して同じ税目について無申告等が行われた場合の加算税

無申告加算税	改正前15%、納付すべき税額が50万円を超える部分は20%	
	改正後25%、納付すべき税額が50万円を超える部分は30%	
重加算税 (過少申告に代えて)	改正前35%	改正後45%
重加算税 (無申告に代えて)	改正前40%	改正後50%

## 短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用拡大

パート・アルバイト等が厚生年金保険・健康保険の被保険者の対象になるかどうかの判断基準は、(ア)と(イ)それぞれに該当する場合は、原則として被保険者と判断されます。

(ア) 1ヶ月の所定労働日数が一般社員の概ね4分の3以上の場合

(イ) 1日又は1週の所定労働時間が一般社員の概ね4分の3以上の場合

平成28年10月1日から特定適用事業所に勤務する短時間労働者は、新たに厚生年金保険等の適用対象になります。

\* 特定適用事業所：同一事業主の適用事業所の厚生年金保険の被保険者数の合計が、1年で、6ヶ月以上、500人を超えることが見込まれる場合に、特定適用事業所となります。

\* 短時間労働者の要件

勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満で、以下の①～④のすべてに該当する方

- ① 週の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 雇用期間が1年以上見込まれること
- ③ 賃金の月額が8.8万円以上であること
- ④ 学生でないこと

※被保険者資格取得の経過措置 法施行日後の4分の3基準や上記の①～④を満たしていない場合であっても、法施行日前から被保険者である方については、法施行日以降も引き続き同じ事業所に雇用されている間は、被保険者となります。



有限会社たべい 電話043-422-5836 FAX043-422-5844

<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。

<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>